

答 申 第 5 1 号
令和4年10月12日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年1月27日付けR3教学相第475号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第60号

- (1) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実(真実)と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付(〇〇〇〇第12号)個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。母親が、生徒への直接の謝罪と年賀状・学級通信の回収を受けた際、『その必要はない』との回答をした事実はない。母親は、突然に謝罪を受けたので、『分かりました。〇〇本人と父親には謝罪を受けたことを伝えます』旨話した。そして、『父親と〇〇は何て言うか分かりません』とも話している。また、〇〇への直接の謝罪については、『直接は嫌だと思うのでお手紙にしてほしい』旨をお願いした。そして、学校側が、『年賀状・学級通信の回収を申出た』との話であるが、母親は『父親が対応しているので、何て答えたら良いかよく分からない』や『父親や(被害生徒)〇〇と相談しなければなりません』旨を話している。さらに、自分の判断だけで『その必要はありません旨の回答』などとは、絶対に言っていない(言えるわけがない)。そもそもこの件の対応窓口は父親としていたし、学校側に対して文書で意見書や要望書等を提出しているのだから、回答は文書であると思っていた。上記にあるように母親は、『話は聞いたが、自宅に持ち帰って考えさせてください』と話した。家族らの総意としては、『教員によるいじめ(体罰)についての調査記録結果の提出』『被害生徒(〇〇)への謝罪文の提出』『年賀状・学級通信の回収』である。その証拠として、母親が、謝罪を受けた日以降に、家族らの総意としての意見書や要望書等について、文書にて提出している。また、当該事案については、

第三者委員会において調査及び検討されるべき内容であり、当方では再三に渡って要求を重ねている。当方家族ら全員は、現在でも教員によるいじめ（体罰）や生徒によるいじめは絶対に許さない気持ちでいる旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第12号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (2) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第13号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。母親が、生徒への直接の謝罪と年賀状・学級通信の回収を受けた際、『その必要はない』との回答をした事実はない。母親は、突然に謝罪を受けたので、『分かりました。〇〇本人と父親には謝罪を受けたことを伝えます』旨話した。そして、『父親と〇〇は何て言うか分かりません』とも話している。また、〇〇への直接の謝罪については、『直接は嫌だと思うのでお手紙にしてほしい』旨をお願いした。そして、学校側が、『年賀状・学級通信の回収を申出た』との話であるが、母親は『父親が対応しているので、何て答えたら良いかよく分からない』や『父親や（被害生徒）〇〇と相談しなければなりません』旨を話している。さらに、自分の判断だけで『その必要はありません旨の回答』などとは、絶対に言っていない（言えるわけがない）。そもそもこの件の対応窓口は父親としていたし、学校側に対して文書で意見書や要望書等を提出しているのだから、回答は文書であると思っていた。上記にあるように母親は、『話は聞いたが、自宅に持ち帰って考えさせてください』と話した。家族らの総意としては、『教員によるいじめ（体罰）についての調査記録結果の提出』『被害生徒（〇〇）への謝罪文の提出』『年賀状・学級通信の回収』である。その証拠として、母親が、謝罪を受けた日以降に、家族らの総意としての意見書や要望書等について、文書にて提出している。また、当該事案については、第三者委員会において調査及び検討されるべき内容であり、当方では再三に渡って要求を重ねている。当方家族ら全員は、現在でも教員によるいじめ（体罰）や生徒によるいじめは絶対に許さない気持ちでいる旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第13号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (3) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その

開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第14号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。当方母親は『対象となる男子生徒からの聴き取り等はしないしてほしいという要望』を行ったことはない。実際、加害生徒〇〇と〇〇に対して指導と聴き取りは行われている。このことは、担任の α 教諭と β 学年主任らが行っている。指導及び聴き取りは計4度行われ、『〇〇さんや学級の友達らに対して、二度と嫌がらせを繰り返さないよう、ガッチリと生徒指導を行った』との報告が4度程当方にあった。そして、 α 教諭からは、『学年主任からもガッチリと指導してもらったので、もう大丈夫です』旨の報告が4度程あった旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第14号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (4) 「仙台市教育委員会は、『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。しかし、その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成30年12月26日付個人情報訂正請求書にある通り、『学校の事実認識3番“（平成〇年〇月） γ 教頭が教育相談を実施した事実及び成績に関して配慮する等の発言をした事実はない”を訂正』とした上で、客観的事実証明を付して訂正を求めているのである。教育相談の時期は、『平成〇年〇月末』である。また、教育相談の内容は、『〇月末に学校へクレーム（①なぜ、〇〇を推薦したのか②〇〇に対する担任の対応）あり』である。そして、『平成〇年〇月の教育相談の際、 γ 教頭が、（配慮のない対応に対して）学校に落ち度があると謝罪し、成績は配慮しますと言っていたのにもかかわらず、〇月に配布された成績表には、評定1が3つつけられていた』である。当方では、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類として、平成30年12月10日付個人情報開示決定通知書により得た公文書証明『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』を添付している。上記に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外（平成〇年〇月〇日以後に作成された文書）の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (5) 「仙台市教育委員会は、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』を開示している。しかし、その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成30年12月26日付個人情報訂正請求書にある通り、『2番〇〇〇〇（長女関連）“小学校時も不登校傾向”を訂正』とした上で、客観的事実証明を付して訂正を求めているのである。2年生～6年生までの『出欠のようす』を見ても『小学校時も不登校傾向』旨は全く読み取れない。また、6年生時所見には、『大きな声で返事をしたり、スピーチをしたりするなど、堂々とした姿に〇〇さんの成長を感じました。楽しそうな笑顔が、周囲の友達を明るくしました』との記載がある。これらのことから〇〇中学校 γ 教頭が

事実無根であることを故意に記載するなどし、『〇〇自身に問題がある』『元々課題がある人間』などと悪い評判（レッテル）を負わせる旨を記載をしたことが明らかとなる。さらに、〇〇中学校γ教頭による『学校側に落ち度がない』と言わんばかりの個人的感情や相当な悪意が感じられることが明らかとなる。訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類として、小学校2学年～6学年までの『出欠のようす』と、6年生時の『学校からのれんらく・〇月〇日』を添付している。上記に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『〇〇中学校〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (6) 「仙台市教育委員会は、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』を開示している。しかし、その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成30年12月26日付個人情報訂正請求書にある通り、『4番“その他、〇〇父が書面の中で訴えている学校の発言などはないとのこと”を訂正』とした上で、客観的事実証明を付して訂正を求めているのである。教育相談の時期は、『平成〇年〇月末』である。また、平成〇年〇月の教育相談の際、γ教頭が、（配慮のない対応に対して）学校に落ち度があると謝罪し、『成績は配慮します』と言っていたのにもかかわらず、〇月に配布された成績表には、評定『1』が3つつけられていた。訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類として、平成30年12月10日付個人情報開示決定通知書により得た公文書証明『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を添付している。上記に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』や『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 51 号
(諮問第 60 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(6)までの個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 31 年 3 月 29 日付け個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成 31 年 1 月 9 日付（〇〇〇〇第 12 号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。母親が、生徒への直接の謝罪と年賀状・学級通信の回収を受けた際、『その必要はない』との回答をした事実はない。母親は、突然に謝罪を受けたので、『分かりました。〇〇本人と父親には謝罪を受けたことを伝えます』旨話した。そして、『父親と〇〇は何て言うか分かりません』とも話している。また、〇〇への直接の謝罪については、『直接は嫌だと思うのでお手紙にしてほしい』旨をお願いした。そして、学校側が、『年賀状・学級通信の回収を申出た』との話であるが、母親は『父親が対応しているので、何て答えたら良いかよく分からない』や『父親や（被害生徒）〇〇と相談しなければなりません』旨を話している。さらに、自分の判断だけで『その必要はありません旨の回答』などとは、絶対に言っていない（言えるわけがない）。そもそもこの件の対応窓口は父親としていたし、学校側に対して文書で意見書や要望書等を提出しているのだから、回答は文書であると思っていた。上記にあるように母親は、『話は聞いたが、自宅に持ち帰って考えさせてください』と話した。家族らの総意としては、『教員によるいじめ（体罰）についての調査記録結果の提出』『被害生徒（〇〇）への謝罪文の提出』『年賀状・学級通信の回収』である。その証拠として、母親が、謝罪を受けた日以降に、家族らの総意としての意見書や要望書等について、文書にて提出している。また、当該事案については、第三者委員会において調査及び検討されるべき内容であり、当方では再三に渡って要求を重ねている。当方家族ら全員は、現在でも教員によるいじめ（体罰）や生徒によるいじめは絶対に許さない気持ちでいる旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成 31 年 1 月 9 日付（〇〇〇〇第 12 号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学

校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」

- (2) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第13号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。母親が、生徒への直接の謝罪と年賀状・学級通信の回収を受けた際、『その必要はない』との回答をした事実はない。母親は、突然に謝罪を受けたので、『分かりました。〇〇本人と父親には謝罪を受けたことを伝えます』旨話した。そして、『父親と〇〇は何て言うか分かりません』とも話している。また、〇〇への直接の謝罪については、『直接は嫌だと思うのでお手紙にしてほしい』旨をお願いした。そして、学校側が、『年賀状・学級通信の回収を申出た』との話であるが、母親は『父親が対応しているので、何て答えたら良いかよく分からない』や『父親や（被害生徒）〇〇と相談しなければなりません』旨を話している。さらに、自分の判断だけで『その必要はありません旨の回答』などとは、絶対に言っていない（言えるわけがない）。そもそもこの件の対応窓口は父親としていたし、学校側に対して文書で意見書や要望書等を提出しているのだから、回答は文書であると思っていた。上記にあるように母親は、『話は聞いたが、自宅に持ち帰って考えさせてください』と話した。家族らの総意としては、『教員によるいじめ（体罰）についての調査記録結果の提出』『被害生徒（〇〇）への謝罪文の提出』『年賀状・学級通信の回収』である。その証拠として、母親が、謝罪を受けた日以降に、家族らの総意としての意見書や要望書等について、文書にて提出している。また、当該事案については、第三者委員会において調査及び検討されるべき内容であり、当方では再三に渡って要求を重ねている。当方家族ら全員は、現在でも教員によるいじめ（体罰）や生徒によるいじめは絶対に許さない気持ちである旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第13号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」
- (3) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第14号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。当方母親は『対象となる男子生徒からの聴き取り等はしないではないという要望』を行ったことはない。実際、加害生徒〇〇と〇〇に対して指導と聴き取りは行われている。このことは、担任の α 教諭と β 学年主任らが行っている。指導及び聴き取りは計4度行われ、『〇〇さんや学級の友達らに対して、二度と嫌がらせを繰り返さないよう、ガッチリと生徒指導を行った』との報告が4度程当方にあった。そして、 α 教

諭からは、『学年主任からもガッチリと指導してもらったので、もう大丈夫です』旨の報告が4度程あった旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成31年1月9日付(〇〇〇〇第14号)個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」

- (4) 「仙台市教育委員会は、『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。しかし、その開示文書を読むと、事実(真実)と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成30年12月26日付個人情報訂正請求書にある通り、『学校の事実認識3番“(平成〇年〇月)γ教頭が教育相談を実施した事実及び成績に関して配慮する等の発言をした事実はない”を訂正』とした上で、客観的事実証明を付して訂正を求めているのである。教育相談の時期は、『平成〇年〇月末』である。また、教育相談の内容は、『〇月末に学校へクレーム(①なぜ、〇〇を推薦したのか②〇〇に対する担任の対応)あり』である。そして、『平成〇年〇月の教育相談の際、γ教頭が、(配慮のない対応に対して)学校に落ち度があると謝罪し、成績は配慮しますと言っていたのにもかかわらず、〇月に配布された成績表には、評定1が3つつけられていた』である。当方では、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類として、平成30年12月10日付個人情報開示決定通知書により得た公文書証明『〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭)関連』を添付している。上記に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外(平成〇年〇月〇日以後に作成された文書)の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」
- (5) 「仙台市教育委員会は、『〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭)関連』を開示している。しかし、その開示文書を読むと、事実(真実)と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成30年12月26日付個人情報訂正請求書にある通り、『2番〇〇〇〇(長女関連)“小学校時も不登校傾向”を訂正』とした上で、客観的事実証明を付して訂正を求めているのである。2年生～6年生までの『出欠のようす』を見ても『小学校時も不登校傾向』旨は全く読み取れない。また、6年生時所見には、『大きな声で返事をしたり、スピーチをしたりするなど、堂々とした姿に〇〇さんの成長を感じました。楽しそうな笑顔が、周囲の友達を明るくしました』との記載がある。これらのことから〇〇中学校γ教頭が事実無根であることを故意に記載するなどし、『〇〇自身に問題がある』『元々課題がある人間』などと悪い評判(レッテル)を負わせる旨を記載をしたことが明らかとなる。さらに、〇〇中学校γ教頭による『学校側に落ち度がない』と言わんばかりの個人的感情や相当な悪意が感じられることが明らかとなる。訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類として、小学校2学年～6学年までの『出欠のようす』と、6年生時の『学校からのれんらく・〇月〇日』を添付している。上記に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭)関連』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作

成した文書」

- (6) 「仙台市教育委員会は、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』を開示している。しかし、その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成30年12月26日付個人情報訂正請求書にある通り、『4番“その他、〇〇父が書面の中で訴えている学校の発言などはないとのこと”を訂正』とした上で、客観的事実証明を付して訂正を求めているのである。教育相談の時期は、『平成〇年〇月末』である。また、平成〇年〇月の教育相談の際、γ教頭が、（配慮のない対応に対して）学校に落ち度があると謝罪し、『成績は配慮します』と言っていたのにもかかわらず、〇月に配布された成績表には、評定『1』が3つつけられていた。訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類として、平成30年12月10日付個人情報開示決定通知書により得た公文書証明『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を添付している。上記に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』や『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号80）、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）及び「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」には事実と異なる記載が多くあるため、請求人側は、その主張が真実であることを示した客観的事実証明を提出したうえで別途個人情報訂正請求を行っており、また、請求人の父はこれらの事案について問い合わせを再三行っている。実施機関がこれらを受けて事情聴取等を行い、その記録を残すことは教職員として当然の業務である。
- (2) 「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）の通番12番、16番、18番及び19番の「事実認識」欄には「前校長から生徒への直接の謝罪と年賀状・学級通信の回収を申出たが、母から『その必要はない』と回答を受けた」旨の記載があるが、母親は「自宅に持ち帰って考えさせてください」等と回答しており、「その必要はない」などとは絶対に言っていない。不適切な年賀状及び不適切な学級通信の件は第三者委員会において調査及び検討されるべきであり、このことを請求人側は再三に渡って要求しているため、実施機関はこれを受け事情聴取等を行い、記録を残しているはずである。
- (3) 「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）の通番43番の「事実認識」欄には「学級内に行動が乱暴な生徒がいるとの相談があったが、母親からは対象となる男子生徒からの聴き取り等はしないでほしいという要望があり事実確認は行わなかった」旨の記載があるが、母親は「自宅に持ち帰って考えさせてください」等と回答しており、「対象となる男子生徒からの聴き取り等は

しないしてほしい」と要望したことはなく、また、実際に加害生徒に対して指導と聴き取りは行われている。請求人側はこのことについて再三に渡って問い合わせしているため、実施機関はこれを受け事情聴取等を行い、記録を残しているはずである。

- (4) 「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」(開示資料番号 80) の3番の「学校の実事認識」欄には「(平成〇年〇月に) 教頭が教育相談を実施した事実及び成績に関して配慮する等の発言をした事実はない」と記載があり、また、「〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭) 関連」の4番には「その他、〇〇父が書面の中で訴えている学校の発言などはないとのこと」と記載があるが、平成〇年〇月末に教育相談が行われている。この時教頭は学校の配慮のない対応について謝罪し「成績は配慮します」と答えていたにも関わらず同年〇月に配付された成績表には評定「1」が3つ付けられていたことについて、請求人側は再三に渡って問い合わせや苦情を申し立てており、実施機関はこれを受け事情聴取等を行い、記録を残しているはずである。
- (5) 「〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭) 関連」の2番には請求人について「小学校時も不登校傾向」と記載があるが、請求人の小学校在学時の様子を記した文書(2年生から6年生までの「出欠のようす」及び6年生の時の「学校からのれんらく」)を見てもそのような傾向は全く読み取れないため、当該文書の記載は事実無根であり、当時の〇〇中学校の教頭の個人的感情や相当な悪意が感じられることは明らかである。このことについて、請求人側は、客観的事実証明を付して訂正を求める等何度も問い合わせを重ねているので、社会通念に照らし合わせてみても、実施機関が事情聴取等を行い、その記録を残しているはずである。
- (6) 個人情報訂正請求書に記載のある事案(上記(2)から(5)までの事案)は確実に「懲戒規定に該当の案件」であり、社会通念に照らして考えても、実施機関は事情聴取等を行い、その記録を作成したはずである。
- (7) 請求人が開示請求した文書は、条例上の非開示情報には該当しないので、当然開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 個人情報訂正請求を受けた実施機関の対応について

請求人が行った訂正請求は、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校宛て文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95)、「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」(開示資料番号 80) 及び「〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭) 関連」を対象としたものである。これらの文書は、いずれも、過去に請求者側から提出された要望書等への回答にあたり、当時の〇〇中学校の事実認識や対応状況を整理するために作成した文書であって、回答書の作成により実施機関として既に当該文書の利用目的を達成しており、既に回答を送付した後になって当該個人情報を訂正することは対象個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるものであることから、いずれの訂正請求に対しても非訂正の決定を行った。

また、請求人が主張する記述の誤りに係る「聴取」及び「調査」の要否について、実施機

関の認識は以下の①及び②のとおりである。

- ① 【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等(開示資料番号 95)及び「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」(開示資料番号 80)中の記述について(対象個人情報のうち2(1),(2),(3)及び(4)関係)

「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等(開示資料番号 95)及び「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」(開示資料番号 80)は、請求人の父から送付された文書への回答の作成にあたり、請求人の父の訴えに対する学校側の認識を整理することを目的として、〇〇中学校が作成したものである。訂正請求に際し、請求人側から、学校が記録した内容が当該事案に係る学校側の認識を正確に反映していないことを示す事実の提示がなかったことから、当該事案について改めての「聴取」及び「調査」は実施していない。

- ② 「〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭)関連」中の記述について(対象個人情報のうち2(5)及び(6)関係)

「〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭)関連」は、請求人の父から送付された文書への回答の作成にあたり、請求人の父の訴えに対する学校側の認識を確認することを目的として、教育相談課が〇〇中学校の教員から聴き取りのうえ、聴き取った内容をそのまま記録し作成したものである。訂正請求に際し、請求人側から、教育相談課が記録した内容が学校の教員からの聴き取り内容を正確に反映していないことを示す事実の提示がなかったことから、当該事案について改めての「聴取」及び「調査」は実施していない。

(2) 結論

上記(1)で述べたとおり、訂正請求書において請求人が主張する事案について、「聴取」及び「調査」の必要性が認められなかったことに加え、請求人側が訂正を求めている内容が対象個人情報の利用目的の範囲を超え、訂正を行えないことは明らかであることから、いずれの訂正請求を受けた後においても請求人の主張する事案について新たな「聴取」及び「調査」等は行っていない。したがって、請求に係る個人情報を記載した公文書は作成しておらず不存在である。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

(1) 対象個人情報のうち2(1)及び(2)に関係する事案について

- ① 平成〇年〇月、担任教諭はクラスの生徒にクラスの集合写真を印刷した年賀状を送付したが、当該集合写真には請求人が写っていなかった。
- ② 平成〇年〇月〇日、担任教諭は道徳の時間に、クラスの生徒が仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて互いに贈り合うという授業を行ったが、このとき他の生徒から別室にいた請求人の分をどうするか尋ねられた担任教諭は、「請求人の分は除いてよい」と話した。また、当該メッセージの一部は、同月〇日付けで発行された学級だよ

りにまとめられてクラスの生徒に配布されたが、請求人が書いたもの、あるいは請求人に対するものは掲載がなかった。

③ 上記の事案について請求人側から訴えがあったため、平成〇年〇月〇日に、担任教諭が請求人の父に謝罪した。その後、平成〇年〇月〇日に、校長、教頭及び担任教諭が請求人の母に謝罪した。

④ 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から文書が送付され、上記の事案により請求人が精神的にダメージを受けたとして、校長からの謝罪等を求められた。これを受け〇〇中学校は、回答書の作成のため、請求人の父からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95)を作成した。当該文書には、学校側の事実認識として、「平成〇年〇月〇日(水)、前校長、教頭、担任教諭が保護者母親へ直接謝罪した際に、前校長から生徒への直接の謝罪と年賀状・学級通信の回収を申出たが、その必要はないとの回答を受けている」と記載した。

(2) 対象個人情報のうち2(3)に関する事案について

① 平成〇年〇～〇月頃、担任教諭は請求人から「学級内に乱暴な生徒がいる」という相談を受けた。

② 平成〇年〇月〇日、請求人の母から学校に電話連絡があり、母は「請求人が1年生時に学級の生徒から悪口を言われたと話しており、事実を確認してほしい」と話した。このことについて学校側は、同年〇月〇日及び同年〇月〇日に事情をよく知る女子生徒及び加害者とされる男子生徒に対し聴き取りを行ったが、両者ともそうした事実はなかったと話した。これらの聴き取り結果を受け、同年〇月〇日に当時の2年生の学年主任が請求人の父へ電話で報告した。

③ 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から文書が送付され、教頭が生徒らによるいじめを放置したことにより請求人が精神的にダメージを受けたとして、校長からの謝罪等を求められた。これを受け〇〇中学校は、回答書の作成のため、請求人の父からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」(開示資料番号 95)を作成した。当該文書には、学校側の事実認識として、平成〇年〇～〇月頃に受けた相談について、「学級内に行動が乱暴な生徒がいるとの相談があったが、母親からは対象となる男子生徒からの聴き取り等はしないでほしいという要望があり事実確認は行わなかった」と記載した。

(3) 対象個人情報のうち2(4)に関する事案について

① 平成〇年〇月、〇〇中学校は請求人に通信票を配付した。当該通信票には、理科、保健体育、技術家庭の教科において評定を1と記載した。

② 平成〇年〇月〇日、請求人の父が、評定に1を付けた教員名を教えるよう〇〇中学校に対し電話で要望した。当時の学年主任が対応し、評定を1とした経緯を説明した。

③ 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から、平成〇年〇月の教育相談において教頭が「成績については、当然配慮いたします」と発言したと主張する文書が送付された。これを

受け〇〇中学校は、請求人の父の訴えと学校としての事実認識を対照表の形でまとめた「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）を作成し、当該文書には、「教頭が教育相談を実施した事実及び成績に関して配慮する等の発言をした事実はない」と記載した。

(4) 対象個人情報のうち 2 (5) 及び(6)に関係する事案について

平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から、請求人の兄が受けたいじめ事案について慰謝料の請求や関係教職員等の処分等を要求する文書が送付された。当該文書には、請求人もいじめ等により不登校状態になっているとして、特別の配慮を要望する旨の記載があった。これを受け、教育相談課は、平成〇年〇月〇日に〇〇中学校の校長等に対する調査を行い、その記録として「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」を作成した。当該文書には、〇〇中学校の教員から聴き取った内容として、請求人の兄に対するいじめ事案の経緯や、請求人の平成〇年度から平成〇年度の様子、「小学校時も不登校傾向」にあること、平成〇年度の請求人の父の動き等を記載し、そのうえで、「その他、請求人の父が書面の中で訴えている学校の発言などはないとのこと」と記載した。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 55 号から同第 57 号までの審議の過程、また、請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号まで並びに同第 53 号及び同第 54 号の審議の過程で、請求人及びその家族への対応に関係する全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程で、請求人の兄及びその家族（請求人を含む）への対応に関係する全ての記録を確認した。

ウ 〇〇中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 38 号から同第 40 号までの審議の過程で、請求人への対応に関係する全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 60 号)

年 月 日	内 容
令和 4. 1. 24	・ 諮問を受けた
4. 1. 27	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
4. 2. 25 ～ 4. 2. 14	・ 請求人から反論書の提出を受けた
4. 3. 1 (令和3年度第9回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 3. 29 (令和3年度第10回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 4. 18	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
4. 6. 2 (令和4年度第1回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
4. 6. 28 (令和4年度第2回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った